平成２１年（フ）第１３２３号
大阪府河内長野市あかしあ台１丁目28番８号
債務者　坪田　和子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３３８号
大阪府松原市岡６丁目６番14号
債務者　村尾知永子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３５２号
大阪府松原市天美北３丁目２番６―510号、前住所石川県白山市森島町あ41番地11
債務者　熊坂　弘樹
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３６３号
堺市美原区平尾2507番地１、前住所堺市美原区平尾1984番地７
債務者　山田　　実
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３８８号
大阪府藤井寺市藤井寺３丁目５番７号、前住所堺市東区草尾225番地６
債務者　石井　　聡
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第３５４号
香川県高松市上之町１丁目８番26カネヒロハイツ205号
債務者　戸屋　志子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第３８１号
香川県高松市新田町甲2608番地７
債務者　福家　　博
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第１１８号
山形県鶴岡市錦町12番６号
債務者　阿部　久一
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第１２４号
山形県鶴岡市大山２丁目18番20号
債務者　中村　富野
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第１２５号
山形県鶴岡市大山２丁目18番20号
債務者　中村　　紘
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第４５３号
新潟市中央区水島町10番３号　サカエハウス106号、前住所新潟市中央区近江２丁目10番12号　第２近江ビル201号
債務者　長　　一郎
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１１４号
新潟県阿賀野市中央町２丁目17番７号、申立時の住所新潟県阿賀野市北園町３番27号コーポ優201号
債務者　五百川　仁
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第１１８号
新潟県村上市山口20番地９
債務者　山田　直矢
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第１２０号
新潟県新発田市月岡温泉552番地31
債務者　伊藤八重子
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第３５１号
香川県木田郡三木町大字鹿伏472番地21
債務者　髙木裕美子（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第３６２号
香川県高松市神在川窪町106番地１
債務者　林　トシヱ
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第３６３号
香川県高松市神在川窪町106番地１
債務者　林　　公子
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４７号
宮城県気仙沼市長磯鳥子沢39番地37
債務者　鈴木　幸治
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部